

第3回 神奈川県営水道事業審議会 水道料金部会 議事要旨

日時

令和4年9月21日（水曜日） 13時50分～16時30分

主な議事内容

- 地下水からの転換減額制度の効果等について議論を行った
- 口径別料金体系に転換した場合における「浴場用」への影響について、過年度決算を基にした簡易シミュレーションを用いて議論を行った
- 水道利用加入金及び社会福祉減免制度について議論を行った
- 口径別の基本水量について、異なる与件を設定した簡易シミュレーションを用いて議論を行った。

主な意見（議事要旨）

- ▶ 地下水からの転換減額制度について、一定程度の効果はあると思うため、存続させる方向性は理解するが、メリットが未来永劫享受できる点は、やはり負担の公平性に反する。
- ▶ 物価統制令による公衆浴場の入浴料金の統制が継続されているため、公衆衛生の観点から公衆浴場に対する何らかの配慮が必要ではないか。
- ▶ 意見書では、水道利用加入金制度は見直しの検討が必要と提起されているが、結果的に料金水準の増額という結果を招く可能性があることから、段階的な見直しについても引き続き継続して検討する形にしてはどうか。
- ▶ 社会福祉減免制度について、本来は一般会計で対応すべきものであり、維持するかどうかも本当は疑問があるが、生活困窮世帯が増えているという今の状況と、一般会計からの繰入が市町との関係で難しいとすると、やむを得ないこともあるのではないかと。ただ、本当に支援が必要な社会的弱者と言えるのかどうか。公平性を考えたときに、本当に水道料金の減免が必要なのか議論がある。
- ▶ 口径別に異なる基本水量を設定することは地下水対策にも繋がるため賛成するが、地下水使用者のうち県営水道をバックアップにしている者については、水道料金という料金制度の特性上、固定的経費を十分に回収できていないことになるので、その問題を解決しないといけない。
- ▶ 基本水量の設定については、客観的な数値である「定格最小流量」をベースにしつつ、使用実態に合わせた調整を行うという方向性が良いのではないかと。